

令和5年度 当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源分）の用途について

平成26年4月1日に消費税が5%から8%に引上げに伴い、その引上げ分に係る地方消費税交付金は、用途を明確化し、社会保障施策に要する経費へ充てるものとされています。

令和5年度一般会計当初予算においては、地方消費税交付金（社会保障財源分）を次のとおり社会保障施策経費へ充当しています。

(単位：千円)

款 項	令和5年度 当初予算額	財 源 内 訳					うち地方消費税交付金（社会保障財源分）の充当額	一般財源のうち 社会保障施策に要 する経費
		特 定 財 源			一 般 財 源			
		国道支出金	地 方 債	そ の 他				
3. 民生費	772,796	325,234	23,100	20,324	404,138	56,960	103,753	
1. 社会福祉費	577,799	214,272	5,700	19,591	338,236	19,653	66,446	
2. 児童福祉費	194,988	110,962	17,400	733	65,893	37,307	37,307	
その他	9				9	0		
4. 衛生費	1,048,735	4,157	285,000	15,643	743,935	0	0	
1. 保健衛生費	664,994	4,157	12,900	4,172	643,765	0		
その他	383,741		272,100	11,471	100,170	0		
合計額	1,821,531	329,391	308,100	35,967	1,148,073	56,960	103,753	